

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項 1 事業の概要

特別会計名：藪塚本町介護老人保健施設特別会計

事業名	太田市藪塚本町介護老人保健施設（介護サービス事業）		
事業開始年月日	H4. 5. 1	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	太田市	職員数（H22. 4. 1現在）	40
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。。

2 財政指標等

資本費	19.3%（平成21年度）	財政力指数	0.999（平成22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（平成21年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	98.7%（平成21年度）	実質公債費比率（%）	9.9（平成22年度）
		将来負担比率（%）	112.3（平成21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年3月28日 合併前市町村：藪塚本町 旧藪塚本町時代は、桐生広域圏の構成市町村であったことと、地理的に近郊であることもあり、桐生広域圏内在住の利用者が主であったが、合併後には、新田、強戸地域をはじめとする、太田市内からの利用者も増えてきた。また、協力病院についても、太田市内の病院と連携が図れるようになり、より一層のサービス向上につながっている。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	太田市藪塚本町介護老人保健施設 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	太田市長 清水 聖義
既存計画との関係	
公表の方法等	太田市ホームページへの掲載
基本方針	職員研修による施設サービスの充実を行い、利用者増加を目指すとともに、民間手法（指定管理者制度）の導入の検討を行う

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	242,809.0			242,809
	補償金免除額	54,837.8			54,838
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	介護サービス事業債（用途：病院）	242,809			242,809
	合 計 (A)	242,809			242,809
	合 計 (B)	0			0
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	242,809			242,809

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当施設は、平成4年に旧藪塚本町によって国保診療所に併設する形で設立され、医療センターとして両施設の運営・管理を行ってきたが、平成22年3月31日をもって国民健康保険診療所が廃止となった。</p> <p>平成18年度から利用者が徐々に減少し、それに伴って収入も減少の一途をたどっている。平成21年度の事業収入は、約1億8千万円で平成18年度と比較して8千6百万円減少している。この間、基金の取り崩しにより対応してきているが、平成18年度には1億6千5百万円あった基金が21年度末には8千2百万円と半減している。</p> <p>今年度は、8月までの1日当りの利用者数と21年度のそれを比較してみると、入所・短期入所が4人、通所が1人それぞれ増加となっており、回復傾向が見られる。しかしながら、県内類似施設の決算状況（平成20年度）と比較すると、料金収入で800万円程度の差があるため、職員教育による介護・看護技術の向上をはじめ、利用者への気配り・思いやりのある親切丁寧なサービスの提供に努め、施設利用率85%を目標に収入の増額を目指したい。</p>
経 営 課 題	<p>課 題 ① 利用者数の増加による歳入の確保</p> <p>近隣に類似施設がオープンしたこと。平成19年度に職員の退職が相次ぎ、デイサービスを2ヶ月間休止したこと。平成20年度に指定管理者制度への移行を模索したこと。これらのことが要因となってここ数年間、利用者が減少傾向にあった。本年は、職員の入れ替えもなく利用者についても昨年に比して増加傾向にあるものの、入所・短期入所が定員の80%、通所においては定員の50%程度の利用にとどまっている。</p> <p>課 題 ② 医師及び専門職員の確保</p> <p>管理者である医師とは、単年度ごとの嘱託契約となっている。収入が少ないため高額の報酬は払えない。</p> <p>今年度は、いまのところ退職職員はいないが、ここ数年間で職員の退職が増加している。職員給与が市の職員に準じるものとなっているため、民間の類似職員と比較して若年層の給与が低く、若年者の応募が極めて少ない。</p> <p>医師及び専門職員の確保ができないことを想定すると指定管理者制度の導入も検討しなくてはならない。</p> <p>課 題 ③ 給与水準の適正化</p> <p>職員給与が市の職員に準じるものとなっているため、民間の類似職員と比較して若年層の給与は低いものの退職数年前までベースアップがあり、収支に関係なくアップしていく。若年者の職員を確保する面から若年層の給与水準は上げなければならない反面、高齢での給与額を押さえ、収支に見合った給与水準にしていかなければ経営破たんしてしまう。</p> <p>課 題 ④</p> <p>課 題 ⑤</p>
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
		（計画前5年度） （ 決算 ）	（計画前4年度） （ 決算 ）	（計画前3年度） （ 決算 ）	（計画前々年度） （ 決算 ）	（計画前年度） （ 決算見込 ）	（計画初年度）	（計画第2年度）	（計画第3年度）	（計画第4年度）	（計画第5年度）		
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	271	262	263	241	210	239	249	256	257	265	
		(1) 営 業 収 益 (B)	236	229	230	205	178	210	218	229	231	239	
		ア 料 金 収 入	236	229	230	205	178	210	218	229	231	239	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他	0	0	0	0	0						
		(2) 営 業 外 収 益	35	33	33	36	32	29	31	27	26	26	
	ア 他 会 計 繰 入 金	33	33	32	35	31	27	29	25	24	24		
	イ そ の 他	2	0	1	1	1	2	2	2	2	2		
	2 総 費 用 (D)	271	256	253	258	240	251	251	255	248	252		
	(1) 営 業 費 用	250	228	220	228	212	222	224	228	224	228		
	ア 職 員 給 与 費	162	166	169	178	165	167	170	174	170	173		
	ウ ち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	88	62	51	50	47	55	54	54	54	55		
	(2) 営 業 外 費 用	21	28	33	30	28	29	27	27	24	24		
	ア 支 払 利 息	21	20	19	18	17	16	15	14	12	12		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他		8	14	12	11	13	12	13	12	12			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	6	10	-17	-30	-12	-2	1	9	13			
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	0	0	10	18	56	26	18	262	11	9	
		(1) 地 方 債								243			
		資 本 費 平 準 化 債											
		(2) 他 会 計 補 助 金			10	18	56	26	18	19	11	9	
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国（都道府県）補助金											
		(6) 工 事 負 担 金											
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	14	15	27	34	22	18	19	263	22	22		
	(1) 建 設 改 良 費			5	13								
	ウ ち 職 員 給 与 費												
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	14	15	16	16	17	18	19	263	22	22		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金			6	5	5							
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-14	-15	-17	-16	34	8	-1	-1	-11	-13			

(単位:百万円, %)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-14	-9	-7	-33	4	-4	-3	0	-2	0
積 立 金 (K)		34								
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	81	68	42	37	4	8	4	1	2	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	67	25	35	4	8	4	1	1	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										
実 質 収 支										
黒 字 (P)	67	25	35	4	8	4	1	1	0	0
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	95	97	98	88	82	89	92	49	95	97
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0					
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	236	229	230	205	178	210	218	229	231	239
地方財政法による資金不足の比率 (R)/(S) × 100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	236	229	230	205	178	210	218	229	231	239
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	365	350	334	318	301	283	264	244	222	200

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 益 的 収 支 分	33	33	32	35	31	27	29	25	24	24
うち基準内繰入金										
うち基準外繰入金	33	33	32	35	31	27	29	25	24	24
資 本 的 収 支 分	0	0	10	18	56	26	18	19	11	9
うち基準内繰入金										
うち基準外繰入金	0	0	10	18	56	26	18	19	11	9
合 計	33	33	42	53	87	53	47	44	35	33

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)											
資本費 (円又は%)		14.6	15	15	16.8	19.3	16%	16%	121%	15%	14%
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)		95	97	98	88	82	89	92	49	95	97
繰入金比率	収益的収入分 (%)	12	13	12	15	15	11	12	10	9	9
	うち基準内繰入金 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金 (%)	12	13	12	15	15	11	12	10	9	9
	資本的収入分 (%)	0	0	100	100	100	100	100	7	100	100
	うち基準内繰入金 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金 (%)	0	0	100	100	100	100	100	7	100	100

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
 - (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100
 - (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100
 - (4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
 - (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100
 - (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100
 - (7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100
 - ※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ)))／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たった考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	通所者及び入所者の増加が見込まれるため、利用料収入の増加を計画する。
2 他会計繰入金の見込み	地方債償還分の2/3と居宅介護支援事業所の収支赤字分の補填を行っている。今後、この計画が承認され、借換が実施された場合、利率の軽減が図れるため、若干であるが、減少する見込である。居宅介護支援事業所経費については、必要最小限の予算計上を行っているため、これ以上の削減は見込めない状況である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	特になし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	特になし

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	当施設は、入所定員50名、通所定員20名です。介護老人保健施設の人員基準と比して、看護師で2名、介護士で2名多くなっている。介護士16名のうち、嘱託職員が4名、臨時職員が4名である。医師をはじめとして、人員の安定的確保と適正な人員配置を行いたい。
○ 給与のあり方	③	太田市職員給与の基準に準じた給与構造となっているため、民間の類似職員と比較して若年層は低いものの退職数年前までベースアップがあり、収支に関係なく賞与が支給されている。各種手当をはじめ、給与のあり方を検討しなければならない時期に来ている。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	③	太田市職員給与の基準に準じた給与構造となっている。その給与構造の見直しを検討し、収入に見合った給与体系の導入を模索する。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	③	現在の給与構造の見直しに併せて、技能労務職員の技能加算を検討する。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	③	退職時の特別昇給は現在行っていない。今後も引き続き退職時の特別昇給は行わない。
◇ 福利厚生事業のあり方	③	職員互助会へ職員一人当たり年間11,000円拠出し、福利厚生事業を行っている。今後も、職員一人当たり年間11,000円以内としたい。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		給湯や暖房は、従来重油を使用したボイラーによって行ってきたが、平成18年度にエコキュートに切り替えた。それにより260万円程度(A重油購入分)の削減効果があった。 樹木管理については、低木についての業務委託は行わず、職員管理とし、年間8万円ほどの削減としたい。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		平成20年度に指定管理者を募集し、候補者団体が決定したが、辞退により導入が白紙となった経緯があるので、導入には慎重を期したい。導入する場合には、平成22年度と比較して3500万円の収支改善を見込みたい。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	①	職員の研修を充実させ、施設サービスの品質向上を目指すとともに、各協力病院との連携を行い、利用者の増大を目指す
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		特になし
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		当施設の経営状態が把握できるよう、バランスシート(貸借対照表)の作成を推進する。
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		バランスシートを作成し、議会常任委員会に報告する。また、市ホームページや市広報で財務状況を公開し、透明性を高めていく。
○ 行政評価の導入		本市で取り組んでいるISOの認定対象施設ではないが、職員による独自の評価を行いたい。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設の人員基準を基にした人員の適正配置に努める。24年度退職予定の看護師についての補充はしない。 ・清掃業務委託費と給食業務委託費については、委託内容の見直しなどにより、年間88万円、5年間合計で、400万円程度の削減を目指す。 ・樹木管理や修繕についてできる限り職員で行い、年間15万円の削減効果を目指す。 ・駐車場の賃借について、運営に支障がない様スリム化を図り、年間33万円の削減を目指す。(平成25年度以降)
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>現在、繰越欠損金はないが、運営に当り基金の取り崩しと一般会計からの繰入金への依存度が高い。基金残高も年々減少しており、経営改善が急務である。介護老人保健施設の人員基準に基づいた適正な人員配置により人件費の抑制に努めるとともに施設管理費や運営費の見直しにより経営の効率化を図る。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>当施設の定員は、入所が50人、通所リハビリが20人となっている。平成21年度の利用状況は、1日当り入所で36.1人、通所で6.8人とどまっている。基準外繰り出し解消のためには、先ず利用者数を増やし収入増を図らなければならない。5年後には、入所で11人多い47人、通所で6人多い13人とし、利用者の増大を目指す。家族や地域の人びと・関係機関と協力し、情報提供を行い、様々なケアの相談に応じる。そして、地域と一体となったケアを積極的に推進し、家族の介護負担軽減に努める。また、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、入所や通所リハビリテーションなどのサービスを提供し、生活機能の維持・向上をめざした取組みを職員一同一丸となって行い、市民に信頼され、利用される施設運営を行い、利用率アップを図る。</p>
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(6) 介護サービス事業【新規計画策定団体】

●年度別目標

(単位:人、百万円、%)

課題	目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年度 実績	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	計画合計	
	累積欠損金比率													
	企業債現在高	365	350	334	318	301		283	264	244	222	200		
収入確保	入所者・利用者の確保	236	229	230	205	178		210	218	229	231	239		
	改善効果額	△ 18	△ 25	△ 24	△ 49	△ 76	△ 174	32	40	51	53	61	237	
	その他													
	改善効果額													
	改善効果額													
費用削減	給与の見直し													
	うち正職員													
	改善効果額												0	
	うち非常勤職員													
	改善効果額												0	
	委託費													
	改善効果額												0	
その他														
改善効果額														
	改善効果額													
							計画前5年間改善効果額 合計	△ 174					改善効果額 合計 A	237
											<参考>補償金免除額 (旧資金運用部資金)		55	

注 費用削減「その他」欄には、必要に応じて見直した経費等(材料費、光熱水費等)の内訳や新たに委託化を行うことによる経費削減の内訳を記入すること。

積算根拠

入所者・利用者の確保													
入所利用料	169	159	169	159	138		174	174	179	179	183		
通所・短期利用料	63	65	58	37	37		31	39	45	47	51		
居宅介護支援事業所計画費	4	5	3	9	3		5	5	5	5	5		
合計	236	229	230	205	178		210	218	229	231	239		